

運転免許センター・運転免許試験場における 新型コロナウイルス感染症対策について

感 染 拡 大 を 防 ぐ た め に

- 運転免許更新等の各種手続きで運転免許センターを利用される場合は、
 - ・ 石鹸による丁寧な手洗い
 - ・ 咳エチケット
 - ・ マスクの携帯及び状況に応じた着用などをお願いします。
- 運転免許センターや運転免許試験場の入口には、手指のアルコール消毒液を設置していますので、御利用ください。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、講習会場や試験会場の窓を開放し換気を行ったり、窓口職員や運転免許試験官がマスクを着用しています。御理解と御協力をよろしくお願いします。

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれがある方は

次のような

- ・ 新型コロナウイルスに感染又は風邪のような症状があり、新型コロナウイルス感染の可能性がある
- ・ 新型コロナウイルスの感染を避けるため、病院や自治体等から外出しないよう指示があり外出できなかった

等の理由により、運転免許証の有効期限までに更新手続きを行うことができなかった場合は、運転免許証は失効となりますが、運転免許の再取得（失効手続き）をするときには、運転経歴（ゴールド免許等）は継続され、手数料も減額されます。

手続きの際に係員にお申し出ください。（手続きは平日のみです。）

失効した運転免許証では運転できません。！！

新型コロナウイルスに感染又は感染を避けるために運転免許証を失効させた場合であっても、失効した運転免許証では車両を運転することができません。

運転免許証が失効した状況で車両を運転すれば、無免許運転となりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先：佐賀県警察本部交通部運転免許課 ☎ 0952-98-2220